

令和5年度第4回岸和田市緑地保全等審議会

議案第1号

「岸和田市みどりの基本計画における各施策の推進について」

公園ストックマネジメントの検討について(要点整理)

公園ストックマネジメントの検討について(要点整理)

1. 岸和田市みどりの基本計画における公園ストックマネジメントの位置づけについて

岸和田市みどりの基本計画は、平成30(2018)年に策定し、20年間の計画期間の中間評価(進捗管理)となる令和9(2027)年に向け、下記事項について検討を行います。

(1) 岸和田市みどりの基本計画における推進施策のうち、基本方針2「みどりの創出に係る施策」の拡充

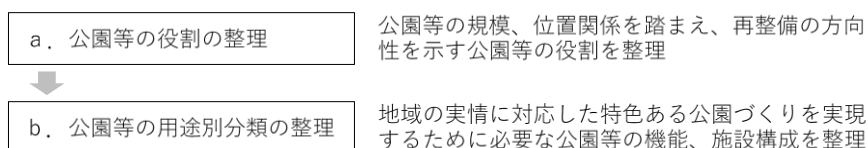
社会情勢の変化などに対応し、魅力向上と利用しやすい公園づくりのため、みどりの基本計画の基本方針の見直し、拡充を図ります。

(2) 公園ストックマネジメントの指標となる「スマート公園岸和田アクションプラン」の策定

上記拡充を踏まえ、ストックマネジメント手法や公民連携(Park-PFI など)による具体的な取組み方針となる「スマート公園岸和田アクションプラン」の策定を行い、公園ストックマネジメントを進めます。

2. 用途別分類による公園等再編の考え方について 第3回審議会資料抜粋

公園等の用途別分類による再編に向けた基本的概念を確認します。



(1) 公園等の役割の整理について

図1 公園等の機能分担等のイメージ

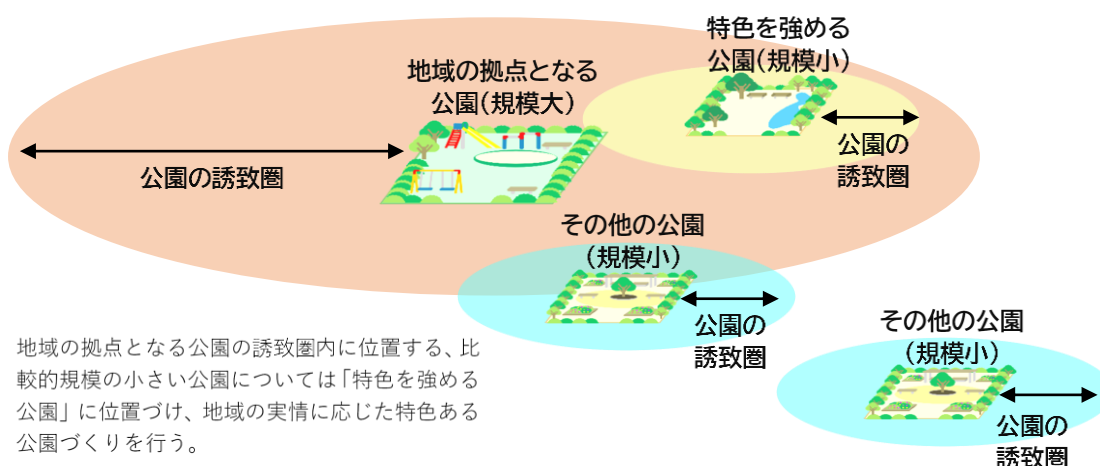
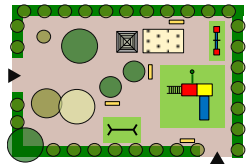
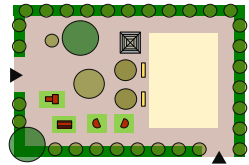
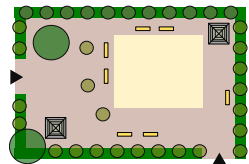
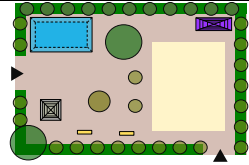
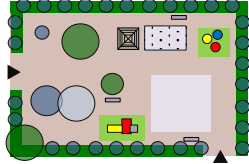
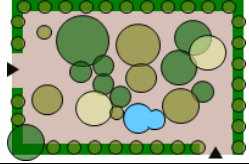


表1 公園等の役割の位置づけ

位置づけ	役割
地域の拠点となる公園	比較的規模が大きく、地域の核となる公園を中心に、地域の公園利活用、まちづくりの拠点としての公園づくりを行う。
特色を強める公園	比較的規模が小さく、地域の拠点となる公園の誘致圏内に位置する公園を中心に、比較的狭い敷地を有効活用し、地域の実情に応じた特色ある公園づくりを行う。
その他の公園	拠点的な機能を担うほど規模が大きくなり、周辺の公園との距離も遠いため、その公園単独で地域のニーズに応じることのできる公園づくりを行う。

(2) 公園等の用途分類の整理について

表2 特色ある公園づくりに向けた整備モデルイメージ

用途分類	レイアウト	地域における役割	概要
子どもの遊び場モデル		児童人口が継続して多い地域を中心に、子どもの遊び場需要に対応し、児童と保護者が安全・安心に利用できる遊具等の機能の充実を図る。	児童用遊具、広場を中心に、子どもの遊び場機能を設置。
健康づくり公園モデル		地域人口の平均年齢が高い地域を中心に、継続的な健康づくり需要に対応し、健康増進を支援する機能の充実を図る。	健康器具、広場などの健康づくり支援機能を設置。
憩い・交流公園モデル		地域の人口密度が高い、地域の人々が集まる場所に近い公園において、まちなかの憩い・交流に対応する機能の充実を図る。	休憩所、広場などの地域の人々の憩い・交流機能を設置。
地域の防災拠点モデル		地域の人口密度が高い、一人当たり避難面積が不足する等の地域において、地域の防災機能の向上を図る。	広場、防災倉庫、地下貯水槽等の防災機能を設置。
幼児の遊び場モデル		幼児人口が継続して多い地域を中心に、幼児の遊び場需要に対応し、幼児と保護者が安全・安心に利用できる遊具等の機能の充実を図る。	小型の幼児用遊具など幼児遊びに対応した機能を設置。
環境保全公園モデル		市街地における貴重なみどりの創出、生態系ネットワークの形成への貢献等につながる自然環境保全機能の向上を図る。	多くの植栽、池などがあり、グリーンインフラとしての機能を発揮。

3. 公園施設の適正配置について 第3回審議会資料抜粋

地域の実情を踏まえ、将来のまちづくりを見据えながら、公園機能の再編に対応した施設のリニューアルと適正な施設管理を両立していくため、施設配置の見直しや集約、バリアフリー化、計画的な公園施設の老朽化対策等に取り組む方向性を確認します。

(1) 基本的な考え方

- ・将来の地域のまちづくりを見据えた配置の検討
- ・施設数量の適正化
- ・将来にわたり誰もが安全、安心に利用できる施設の設置、管理

(2) 具体的な方策

- ・公園施設の配置基準の整理
- ・各地域の施設配置の見直し
- ・バリアフリー化の推進
- ・計画的な老朽化対策、効率的な維持管理の実施

表3 公園施設の配置基準（案）

施設タイプ	タイプA 最寄の利用施設	タイプB 身近な利用施設	タイプC ブロック圏での利用施設	タイプD 広域的な利用施設
利用圏域	狭い徒歩圏 (150m など)	徒歩圏 (250m など)	自転車圏 (500m など)	自動車圏 (1km など)
地区目安	小学校区等に 複数箇所	小学校区等に 複数箇所	中学校区等に 複数箇所	市内に複数箇所
設置公園 (面積)	街区公園など (500㎡未満)	街区公園以上 (1,000㎡)	近隣公園以上 (5,000㎡以上)	地区公園 (10,000㎡以上)
市全体の 施設数	多い	多い	中程度	少ない
配置の 考え方	市民の生活に最も身近で、幼児からお年寄りまで誰もが気軽に立ち寄りできる公園施設として日常的な生活圏に配置することを想定した施設	市民に日常的に利用いただく基本的な公園施設として、徒歩による日常的な生活圏に配置することを想定した施設	子ども遊びや健康づくりなど地域の拠点となる公園を中心に整備を行う施設	整備・管理に多くのコストを要する施設で、市内に少数の施設を整備し、比較的広い地域から利用いただく施設
施設の 種類	・ベンチ ・幼児用遊具 ・健康器具 など	・児童用遊具 ・一般的な樹木 ・広場 など	・複合遊具 ・砂場 ・ボール遊びコーナー ・じゃぶじゃぶ池 ・休憩所 ・トイレ ・芝生広場・花壇 など	・多目的広場・球技広場 ・テニスコート ・バーベキュー場 ・大型複合遊具 など

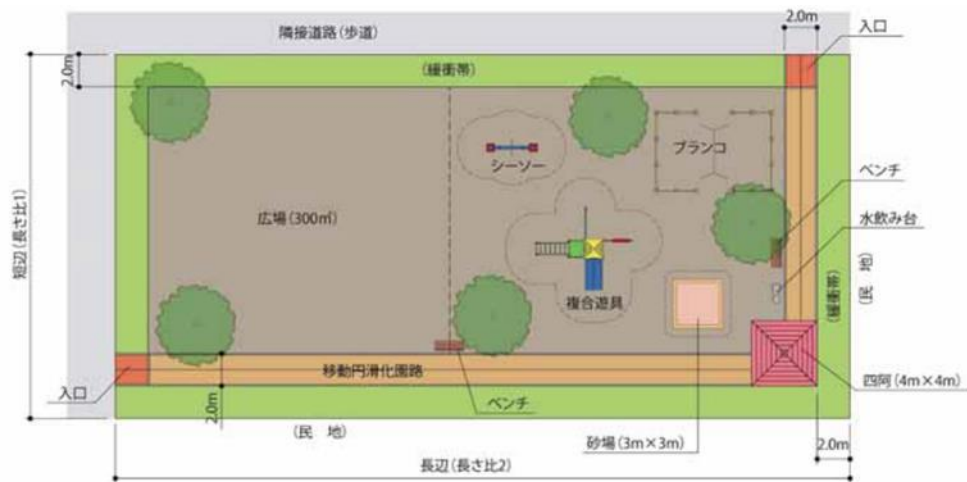
4. 機能集約等における施設整備に係る標準的な公園面積と施設配置について

(1) 先進的な都市における標準的な公園面積の考え方

表4 機能集約等に取り組む先進都市における標準的な公園規模の例

都市名	概要
札幌市	環境保全、景観形成、コミュニティ形成、レクリエーションの機能を確保するために必要な最低面積は概ね 1,000 m ² となる
さいたま市	街区公園は面積 1,000 m ² 以上、2,500 m ² を標準とする
横浜市	街区公園：広場や遊具等を備えた面積 1,000 m ² 以上で 2,500 m ² を標準とする公園を配置する
静岡市	市街化区域では 2500 m ² 規模の用地確保が難しいことから、公園機能を最低限確保できる最低面積を 1,000 m ² 以上とし、都市公園整備を行う
久留米市	地域の核となる公園：街区公園の標準的な機能である広場機能、レクリエーション機能、緑化機能がすべて備えることができる 1,000 m ² 以上の整備を行う
海老名市	街区公園の整備は、広場、遊具、植栽を備えられる面積 1,000 m ² 以上の整備を進める

図2 (参考) 札幌市における標準面積の設定根拠



地域に必要な公園機能を有する施設

みどり	…樹木植栽、張芝等	(敷地の 30%以上)	} ≒ 1,000 m ²
遊戯施設	…複合遊具、ブランコ等	(約 250 m ² 以上)	
管理・休養施設	…四阿、ベンチ等	(約 100 m ² 以上)	
広場	…おにごっこ等ができる運動広場 他	(約 300 m ² 以上)	

資料：札幌市「身近な公園の新規整備方針」(平成27年)より引用

(2) 他都市における公園施設の配置基準について

都市名	基準の方向性	基準の種類	施設数目安	対象施設	基準概要	地区に関する基準
足立区	配置バランス	地区単位	多い	大型遊具	お散歩エリアに概ね 2 基	徒歩圏
足立区	配置バランス	地区単位	多い	砂場	ご近所エリアに概ね 1 箇所	お年寄り・幼児 徒歩圏
足立区	配置バランス	地区単位	中程度	ボール遊び 施設	おでかけエリアに概ね 1 箇所	自転車利用圏
さいたま市	配置バランス	地区単位	中程度	健康器具	各区 3 箇所以上（具体的な設置箇所は地元要望を踏まえ調整）	行政区
仙台市	配置バランス	地区単位	中程度	健康器具	中学校区に 1 公園を目安に設置	中学校区
東久留米市	配置バランス	地区単位	多い	ボール遊び	小学校区に 1 箇所以上のボール遊びができる都市公園、児童遊園等を設置	小学校区
武蔵野市	配置バランス	地区単位	中程度	大型遊具	3 駅圏レベル。概ね 1km（徒歩 15 分）程度の圏域を想定される広域的な機能を持つ公園・緑地を対象に、市域内に均一なサービスを提供	自転車利用圏
武蔵野市	配置バランス	地区単位	多い	花壇	コミュニティレベル。主にエリア内の機能の分担・特化により、公園緑地の有効活用を進めていく	徒歩圏
武蔵野市	配置バランス	地区単位	多い	健康器具	コミュニティレベル。主にエリア内の機能の分担・特化により、公園緑地の有効活用を進めていく	徒歩圏
武蔵野市	配置バランス	地区単位	多い	子ども遊び	コミュニティレベル。主にエリア内の機能の分担・特化により、公園緑地の有効活用を進めていく	徒歩圏
武蔵野市	配置バランス	地区単位	少ない	ドッグラン	全市レベル。一般的な公園緑地には見られない特別な機能や施設を配し、遠くても足を運ぶ価値のある「特色ある公園」の配置を検討	全市
武蔵野市	配置バランス	地区単位	少ない	農業体験	全市レベル。一般的な公園緑地には見られない特別な機能や施設を配し、遠くても足を運ぶ価値のある「特色ある公園」の配置を検討	全市
武蔵野市	配置バランス	地区単位	少ない	バーベキュー	全市レベル。一般的な公園緑地には見られない特別な機能や施設を配し、遠くても足を運ぶ価値のある「特色ある公園」の配置を検討	全市
武蔵野市	配置バランス	地区単位	少ない	冒険遊び	全市レベル。一般的な公園緑地には見られない特別な機能や施設を配し、遠くても足を運ぶ価値のある「特色ある公園」の配置を検討	全市
武蔵野市	配置バランス	地区単位	多い	防災機能	コミュニティレベル。主にエリア内の機能の分担・特化により、公園緑地の有効活用を進めていく	徒歩圏
武蔵野市	配置バランス	地区単位	中程度	防災広場	3 駅圏レベル。概ね 1km（徒歩 15 分）程度の圏域を想定される広域的な機能を持つ公園・緑地を対象に、市域内に均一なサービスを提供	自転車利用圏
武蔵野市	配置バランス	地区単位	中程度	ボール遊び	3 駅圏レベル。概ね 1km（徒歩 15 分）程度の圏域を想定される広域的な機能を持つ公園・緑地を対象に、市域内に均一なサービスを提供	自転車利用圏
武蔵野市	配置バランス	地区単位	多い	緑地	コミュニティレベル。主にエリア内の機能の分担・特化により、公園緑地の有効活用を進めていく	徒歩圏

都市名	基準の方向性	基準の種類	施設数目安	対象施設	基準概要	地区に関する基準
足立区	配置バランス	誘致圏	中程度	健康器具	利用動向から考えられる誘致圏(例:15分程度のウォーキングで到達できる範囲)の重複を避け配置する。	
調布市	配置バランス	誘致圏	多い	一般遊具	250m。日常的な遊びを行う場として、最も身近な街区公園の誘致距離を適用	
調布市	配置バランス	誘致圏	多い	園路・広場	250m。日常生活における手軽な健康づくりの場として街区公園の誘致距離を適用	
調布市	配置バランス	誘致圏	中程度	大型遊具	500m。子どもが日常的に遊びに出かける範囲として近隣公園の誘致距離を適用	
調布市	配置バランス	誘致圏	多い	休養施設	250m。日常生活の中での身近な休息の場として、街区公園の誘致距離を適用	
調布市	配置バランス	誘致圏	多い	景観資源	250m。日常生活における良好な景観形成の観点から、街区公園の誘致距離を適用	
調布市	配置バランス	誘致圏	中程度	健康器具	500m。健康づくりの観点から、ある程度の移動を伴う健康づくりの場として近隣公園の誘致距離を適用	
調布市	配置バランス	誘致圏	多い	コミュニティ活動	250m。清掃活動、地域の祭りは町会等の単位で実施されることが多いため、街区公園の誘致距離を適用	
調布市	配置バランス	誘致圏	少ない	植物	1000m。中型哺乳類の移動距離が1~2kmと見られることから、生息拠点となる大規模な樹林の誘致圏には地区公園の誘致距離を適用	
調布市	配置バランス	誘致圏	少ない	スポーツ施設	1000m。地域住民が徒歩で利用可能な距離として地区公園の誘致距離を適用	
調布市	配置バランス	誘致圏	多い	防災設備	250m。国が「身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園」として位置づける街区公園の誘致距離を適用	
大阪市	公園体系	規模・種別	中程度	四阿	本市管理公園のうち、街区公園、近隣公園、地区公園又は緑道でない次の公園にのみ四阿を設置することができる。桜之宮公園、靱公園、(以下略)	
大阪市	公園体系	規模・種別	多い	パーゴラ	街区公園及び近隣公園において、パーゴラを設置する場合は原則1基のみとする	
久留米市	公園体系	規模・種別	中程度	大型遊具	1000㎡以上の地域の核となる公園に配置。1000㎡未満の公園の大型遊具は、地域ニーズ等を考慮し、原則として更新時に撤去	
神戸市	公園体系	規模・種別	少ない	駐車場	一般の近隣、街区公園には原則として設置しないが、有料公園、野球場、テニスコート等の利用者のために必要な場合には設置する	
札幌市	公園体系	規模・種別	少ない	ステージ	地区公園以上において、連合町内会単位でのイベントが年2回以上、3年以上継続実績があり、地区内にステージを有する公園がない場合、周辺環境など諸条件を勘案したうえで設置	-
札幌市	公園体系	規模・種別	少ない	時計	総合公園、運動公園は必置とし、街区公園は原則設置しない	-
神戸市	その他	管理団体有無	-	花壇	花壇を管理する市民団体あるいは公園管理会による管理運営を前提とする	
大阪市	その他	地元合意	-	手洗い場	砂場のある公園においては、地元住民団体等からの要望により手洗い場を設置する	

①町田市「公園緑地設置技術基準」

	形状寸法	単位	公園緑地の規模			
			180㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上
遊戯施設						
(例) 砂場、滑り台、鉄棒、スプリング遊具、等		種類	3	3~5	5~7	7
休養施設						
ベンチ	L=1.2m	基	2	2	3	4
パーゴラ	φ 4.8m	基		1		
パーゴラ	4.5m×6.0m	基			1	1
便益施設						
水飲み		基		1	1	1
管理施設						
園内灯	100W	基	1基以上	1基以上		
園内灯	200W	基			1基以上	2基以上
引込柱		基	1	1	1	1
園名板		基	1	1	1	1
制札板		基	1	1	1	1
花火注意看板		基			1	1
砂場注意看板		基	適宜	適宜	適宜	適宜
角ハイフェンス		式	(実数は公園の大きさによる)			
車止め		式	(実数は入口の数、大きさによる)			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ダスト舗装広場 ・出入口コンクリート叩き、誘導ブロック ・縁石、舗装止め ・パーゴラ下舗装 ・排水施設(L型側溝、U型側溝、管渠、集水樹 他) ・スロープ用手すり、階段用手すり ・不陸防止マット ・植栽 他 					

②船橋市「公園施設整備基準」

公園面積 (㎡)		90㎡ 未満	90㎡~ 150㎡ 未満	150㎡ ~ 300㎡ 未満	300㎡ ~ 600㎡ 未満	600㎡ ~ 1000㎡ 未満	1000㎡ 以上	備考
主 な 施 設	遊具類 (種類)	-	1	2	3	4	4 以上	砂場、ブラン コ、 滑り台、鉄棒、 複合遊具等
	広 場 (%)	-	50	50	50	50	50	
	植 栽 (%)	-	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	10㎡当たり 中木 2本 低木 30本
	照 明 (基)	1 以上	1 以上	1 以上	1 以上	2 以上	2 以上	園内における 平均照度3ル クス以上確保
	水飲場 (給水含 む) (箇所)	0	0	0	1	1	1 以上	砂場を設置し た場合は、公 園面積に関係 なく設置。 身障者対応仕 様とする。
	ベンチ (基)	1	1	2	3	5	6 以上	不燃性 肘掛け設置
	便 所 (箇所)	0	0	0	0	0	1 以上	水洗、身障者 対応仕様とす る。 公共下水道区 域以外は浄化 槽を設置。

③市川市「公園等の整備に関する取扱指針」

別表2

公園施設設置一覧表

面積	施設
90㎡以上 300㎡未満	園名板、車止め、ベンチ2基以上、公園灯1基以上、 スプリング遊具2基以上、その他の遊具1基以上、植栽、その他
300㎡以上 500㎡未満	園名板、車止め、ベンチ3基以上、公園灯2基以上、砂場、 スプリング遊具2基以上、その他の遊具2基以上、植栽、その他
500㎡以上 1,000㎡未満	園名板、車止め、ベンチ4基以上、公園灯3基以上、砂場、 スプリング遊具2基以上、その他の遊具3基以上、水飲み場、 植栽、その他
1,000㎡以上	別途協議により決定する

④京都市「京都市開発技術基準」

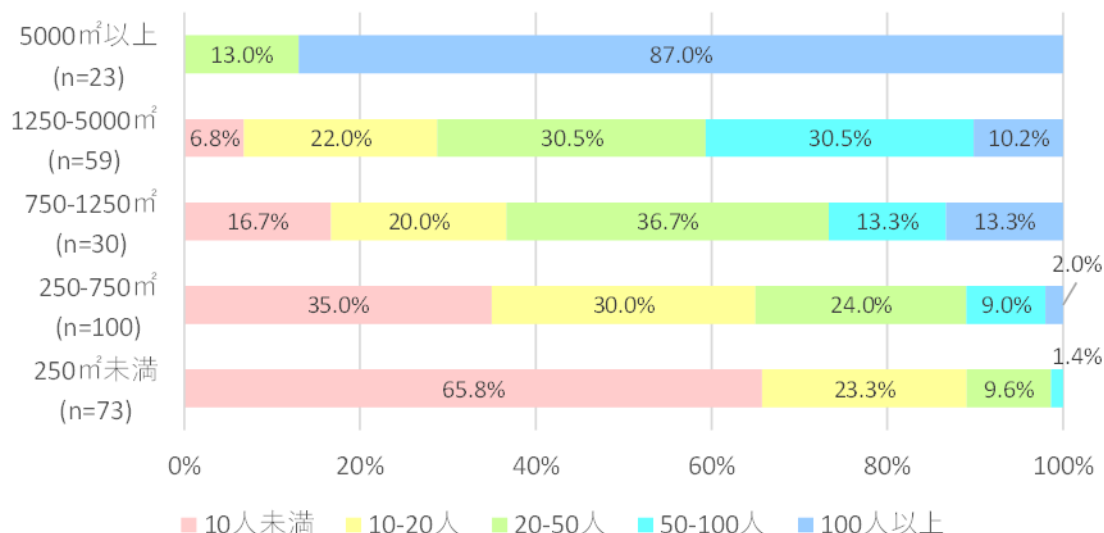
公園 施設	公園の面積				
	90~150㎡	150~300㎡	300~500㎡	500~1,000㎡	1,000㎡以上
遊具	砂場・鉄棒・ス プリング遊具の うち2種類	90~150㎡の 遊具に加えて、 滑り台又はぶら んこのいずれか 1種類	90~150㎡の 遊具に加えて、 滑り台及びぶら んこの2種類	300~500㎡ の遊具に加え て、ラダー	500~1,000 ㎡の遊具に加 えて、その他の 遊具
注意板	1箇所			2箇所以上	
ベンチ類	ベンチ 2基	ベンチ 2~4基	ベンチ 4~5基	ベンチ 5~7基 床机 1~2基	ベンチ 7基以上 床机 2~4基
照明灯	蛍光灯		蛍光灯・水銀灯		
日陰棚	—			日陰棚 1基	
植樹帯	500㎡以上の公園に設置し、植樹帯内は全面に 難燃処理を施したマルチング処理を行う。				
水飲場	1箇所				1箇所以上
便所	2,000㎡以上の公園を標準として設置する。				

(3) 岸和田市における公園等の規模別利用状況と施設配置状況について

公園等の利用者数について、ビックデータを用いた推計値では、1日当たりの平均利用者数が「10人未満」の公園は、250㎡未満の公園で約65%、250～500㎡の公園で35%となっている。

公園一か所当たりの日平均利用者数の平均は、公園規模に比例し、250㎡未満が最も少ない。また、単位面積当たりの日平均利用者数(利用者密度)の平均は、公園規模に反比例し、250㎡未満が最も高くなっている。一方、250㎡未満、250～750㎡の公園等は、日平均利用者数が10人未満の公園が少なくないが、利用者密度の平均は高い。

表5 公園規模ごとの1日当たりの平均利用者数



公園利用者の利用圏域について、「面積区分」別の距離帯別割合の累計が60%に達するのは、500㎡未満、500～1000㎡では150m以内、1000～2500㎡及び2500～5000㎡では、500mとなっている。

表6 面積区分別の移動距離帯別割合の累計

公園種別等 (㎡)	箇所数	距離帯別割合の累計 (%)					平均距離 (m)
		150m以内	250m以内	500m以内	1km以内	1km以遠を含む	
500未満	147	61.2	67.1	74.8	83.8	100.0	530.6
500～1000	48	66.2	72.6	80.4	87.3	100.0	444.8
1000～2500	65	43.1	55.8	68.7	79.0	100.0	669.8
2500～5000	16	31.9	52.4	66.6	76.9	100.0	751.4
5000～10000	9	37.7	61.3	78.1	85.8	100.0	584.5
10000以上	19	6.7	13.0	30.1	50.0	100.0	1401.4
全体	304	31.1	39.7	53.6	67.6	100.0	961.3

※推計居住地は125mメッシュ単位となっており、公園までの移動距離は、岸和田市域内に推定居住地である人を対象に125mメッシュの中心点と公園区域の中心点の2点間の直線距離として算出した。

表7 公園規模ごとの公園1か所当たりの平均施設数

施設種類	250㎡未満	250-750㎡	750-1250㎡	1250-5000㎡	5000㎡以上	岸和田市全体
複合遊具	0.1	0.2	0.1	0.2	0.3	0.1
児童用遊具計	1.3	2.1	2.6	2.4	4.2	2.2
幼児用遊具計	0.6	0.7	1.2	1.2	2.9	1.0
健康遊具	0.2	0.1	0.5	0.2	0.5	0.2
広場	0.1	0.4	1.0	0.8	0.9	0.5
休憩所	-	-	0.1	0.2	0.7	0.1
パーゴラ	-	0.1	0.4	0.4	0.8	0.2
ベンチ	1.8	3.0	5.2	4.8	20.5	4.9
花壇	-	-	0.2	0.3	0.4	0.1
手洗い場	-	0.1	0.1	0.1	0.8	0.2
水飲み場	-	-	-	0.1	0.5	0.1
便所	-	-	-	0.1	1.1	0.1
集会所	-	-	-	-	-	-
防災施設	-	-	0.2	-	0.1	-
合計	4.1	7.0	11.5	10.6	33.8	9.9

表8 公園規模ごとの単位面積当たりの平均施設数（配置密度）

施設種類	250㎡未満	250-750㎡	750-1250㎡	1250-5000㎡	5000㎡以上	岸和田市全体
単位面積当り平均施設数 (基数/100㎡)	2.8	1.7	1.4	0.6	0.2	1.6

(4) 岸和田市における公園等の機能集約を行う公園面積のイメージ

①他都市の事例について

公園施設の機能集約等に取り組んでいる都市では、1000㎡以上の公園を、さまざまな機能を整備することのできる地域の拠点としての機能を果たす標準的な公園と位置づけている。一方、1000㎡未満の公園を、地域や公園の特性に応じた機能を選択する公園に位置づけている。

②岸和田市における公園利用状況について

250㎡未満、250-750㎡の公園は、日平均利用者数が10人未満の公園が少なくないが、利用者密度の平均は高い。利用の少ない小規模公園をいかに有効に活用するかが今後の課題となる。

③岸和田市における公園施設の配置状況について

750-1250㎡の公園は公園1箇所当たりの施設数、配置密度とも市全体の平均に近い。より小規模の公園では、施設の配置密度が市の平均よりも高く、250㎡未満の公園で最も高い。小規模公園の施設の配置密度が高い状況を改善し、公共オープンスペースとしての機能の充実を図ることが今後の課題となる。

④面積基準の考え方の整理について

これらを踏まえると、下記のとおり整理する。

- 1000㎡以上の公園を、地域の拠点となる公園に位置づける。

- 1000 m²未満の公園で、地域の拠点となる公園の周辺に位置する公園は、地域や公園の特性に応じ特定の特色を強める公園（機能特化公園）に位置づける。
- 機能特化公園のモデル公園の規模は、500 m²を目安とする。

(5) 岸和田市における小規模公園の土地利用構成について

「特色を強める公園」の各用途分類モデルの土地利用構成の検討に向け、既存の小規模公園の土地利用状況（土地利用別面積）の情報整理を行う。今回、モデル的に検討する公園は、開設面積が500 m²前後の公園等15か所を選定した。

表9 土地利用分類の構成

土地利用分類	概要
遊具	遊具（砂場含む）、健康遊具
安全領域	遊具の安全領域を想定（落下高60cm以下の場合1.5m、60cm以上の場合1.8m）
植栽	植栽柵、低木（高木は除外）
休憩所・ベンチ	休憩所、バーコラ、ベンチ
その他地物	倉庫、集会所、占用物件などの地物
広場等空間	上記に含まれない園路、広場等の空間

図3 公園平面図（空撮画像）による土地利用データの作成見本（松田公園・街区公園・500 m²）



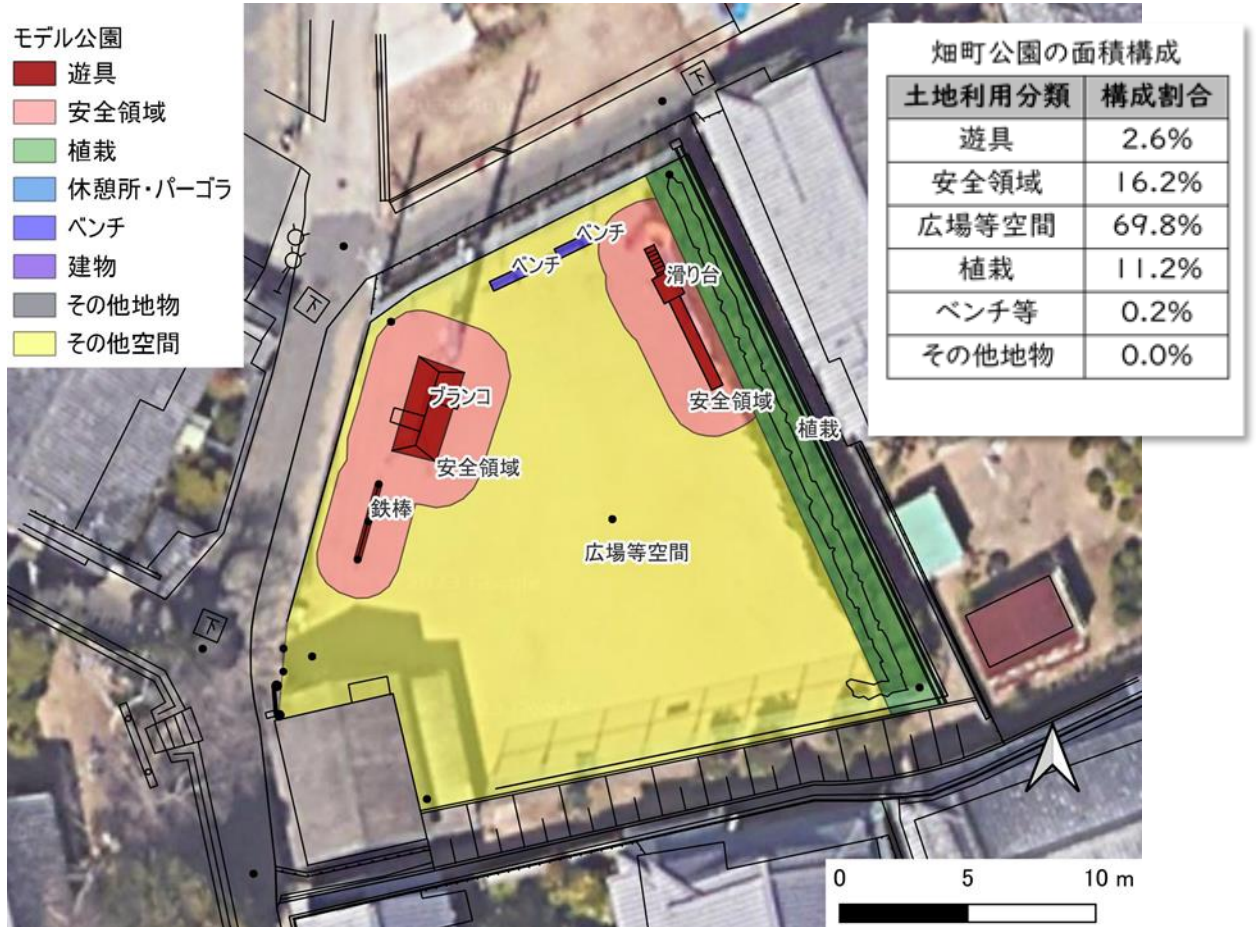
表 10 各公園の土地利用別面積の構成割合

種別	公園名	開設面積 (㎡)	各公園の土地利用別面積の構成割合					
			遊具	安全領域	広場等空間	植栽	休憩所・ベンチ	その他地物
街区公園	松田公園	500	9.4%	23.8%	48.0%	18.6%	0.2%	0.0%
	畑町公園	500	2.6%	16.2%	69.8%	11.2%	0.2%	0.0%
児童遊園	福田町児童遊園	495	3.0%	20.4%	72.7%	0.0%	0.4%	3.4%
	稲葉町児童遊園	484	11.2%	38.2%	47.3%	2.9%	0.6%	0.0%
	上松台東第1児童遊園	494	7.5%	23.3%	30.6%	38.1%	0.8%	0.0%
	上松台東第2児童遊園	491	1.8%	13.4%	67.4%	17.1%	0.2%	0.0%
	翠ヶ丘町児童遊園	479	3.3%	19.6%	60.5%	0.0%	1.5%	14.8%
	土生町南児童遊園	471	4.9%	17.4%	75.4%	1.9%	0.4%	0.0%
	小松里町山の下児童遊園	515	6.2%	29.1%	63.9%	0.6%	0.4%	0.0%
	さくら児童遊園	531	7.0%	42.6%	46.3%	3.8%	0.6%	0.0%
	行遇町第2児童遊園	543	2.6%	13.1%	81.6%	2.4%	0.6%	0.0%
	南町エコ広場	508	1.4%	10.6%	70.1%	17.7%	0.2%	0.0%
	尾生町児童遊園	533	1.1%	15.4%	77.5%	5.8%	0.4%	0.0%
ちびっこ広場	大宮ちびっこ広場	487	6.6%	34.9%	58.5%	0.0%	0.0%	0.0%
	東岸和田緑地	543	0.2%	2.8%	54.1%	42.5%	0.2%	0.0%
平均		505.2	4.5%	21.3%	61.6%	11.0%	0.4%	1.2%

表 11 標準的な小規模公園の土地利用構成

	遊具	安全領域	広場等空間	植栽	ベンチ等	その他地物	合計
面積構成割合	5.0%	20.0%	62.0%	12.0%	0.5%	0.5%	100%
標準面積 ※500㎡換算	25㎡	100㎡	310㎡	60㎡	2.5㎡	2.5㎡	500㎡

図4 標準的な構成に近い公園等の土地利用状況イメージ (畑町公園・街区公園・500㎡)



5. 公園等の役割に留意した公園配置計画の検討について

表12 公園等の役割・用途分類の検討について基本的なイメージ

